

利用の手引き

岡山市立視聴覚ライブラリー

1 貸出しの対象

次に該当する団体が、教育上の目的で使用する場合に限ります。ただし、教育上の目的であっても、入場料・会費等対価を徴収する場合は使用できません。

- ・岡山市立学校園
- ・社会教育関係団体
- ・その他館長が適当と認めるもの

2 貸出しの期間及び数量

- ・機材、教材ともに7日間以内（休館日は貸出し期間には含まれません。）
- ・教材は1回に5タイトル以内

3 機材・教材の受渡し方法

- ・機材は、貸出し、返却ともに来館のうえ窓口で直接受渡しをします。
- ・教材のみ使用の場合には、次の方法から選択してください。
 - ア 来館して直接受渡しをする方法
 - イ 宅配便等を利用して輸送する方法（送料は往復とも利用者負担です。）

4 貸出しの手続き

- ・電話等で予約してください。予約は、使用する日の3か月前の1日から受け付けています。予約時には、次のことをお知らせください。
 - 団体名、使用目的、借用期間、機材名、教材名、教材の受渡し方法、連絡先
 - ・使用許可申請書（様式第1号）を窓口提出又は送付してください。
 - 当館のホームページからダウンロードできます。
 - ア 来館の場合・・・申請書の提出は、借用日当日でかまいません。
 - イ 宅配便等利用の場合・・・申請書は、借用日の3日前（休館日は除く）までに送付又はご持参ください。
- ※ 機材、教材ともに、使用は無料です。

5 利用上の留意点

- ・期日までに返却できないときや破損した場合には、当館まで連絡してください。
- ・故意または過失により、機材や教材を破損したときは、利用者に弁償していただく場合があります。

6 開館時間・休館日

- ・開館時間 午前10時～午後6時 <木曜日>午前11時～午後7時
- ・休館日 毎月曜日、第2日曜日、祝日、年末年始 など